

鹿沼市保育所等施設利用調整基準表

利用調整(入所選考)は、保護者や児童の状況などを本表に基づき指数化し、合計指数が高い児童から入所を決定していきます。

○基準指数

番号	種別	保護者(父母)の状況	指数		認定
			父	母	
1	就労	月150時間以上の就労を常態	10	10	標準時間
		月140時間以上の就労を常態	9	9	
		月120時間以上の就労を常態	8	8	
		月100時間以上の就労を常態	7	7	短時間
		月80時間以上の就労を常態	6	6	
		月64時間以上の就労を常態	5	5	
2	出産	出産予定月の前後2か月を含む最長5か月		8	標準時間
3	保護者の 疾病	1か月以上の入院または入院見込み	10	10	標準時間
		通院 1か月以上の常時臥床で保育が困難な場合	10	10	
		1か月以上継続して保育が困難な場合	8	8	
4	保護者の 障害	身体障害者 手帳 1級もしくは2級	10	10	標準時間
		3級	7	7	
		4級から6級	5	5	
		精神障害者 保健福祉手帳 1級もしくは2級	10	10	
		3級	8	8	
		療育手帳 A1・A2・B1	10	10	
5	親族の介護 入院・看護	B2	8	8	標準時間 短時間
		施設・病院等の付き添い(指数は就労に準ずる)			
		居宅介護 要介護5・4	10	10	
		要介護3	8	8	
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない	10	10	標準時間
7	就学等	学校・職業訓練(指数は就労に準ずる)			標準時間 短時間
8	父母不存在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等 父母が単身赴任等で市外居住	10	10	標準時間
9	求職	求職中	2	2	短時間
10	特例	虐待やDVのおそれがあること	10	10	標準時間
11	その他	市の認める事由()	10	10	標準時間

・複数の要件に該当する場合、指数の高い方の要件を採用する。

・就労時間は、規則に基づく実労働時間とし、休憩、残業、通勤時間は除く。

○調整指数

番号	区分	状況	指数
1	ひとり親	ひとり親世帯	3
2	生活保護	生活保護世帯	1
3	保護者失業	保護者(父母両方)の失業により、就労の必要性が高い場合	1
4	児童の障害	児童または児童と生計を一つにしている児童が障害を有する場合	2
5	再入所	育児休業や家庭の都合により退所後、同じ保育施設を第1希望にする場合	3
6	産休・育休明け	産休・育休明けに入所を希望する場合	2
7	保育士	保護者が市内の認可保育施設に保育士として勤務している、または、勤務予定の場合	15
8	年長児	児童が次年度就学を控えている場合	3
9	連携施設入所	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童が、連携する施設(保育受入機能を持つものに限る)に第1希望で入所希望する場合。	100
10	小規模等卒園児	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)(第1希望で連携する施設に入所希望する場合は除く)	5
11	認定こども園 入所中	認定こども園において教育利用を行っている児童が、同一施設における保育利用を希望する場合(基準指数の求職で加点されている場合は除く)	20
12	転入前入所中	転入による入所希望であって、転入前の市区町村の認可保育施設で保育中の場合	2
13	兄弟在園	第一希望で希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している場合	18
14	兄弟同時申請	兄弟姉妹が同時期に入所希望の場合	3
15	第3子以降	第3子以降の児童(第2子以降保育料等免除事業対象児童のうち第3子以降の児童が対象)の入所を希望する場合	1
16	在園施設の閉園等	現在在園している市内認可保育施設が閉園等の理由により在園中の施設を卒園できない児童が別の施設に入所希望する場合	100
17	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	100
18	同居祖父母	同居祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	3
19	別居祖父母	別居(市内在住)祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	1
20	保育料滞納 (公立保育園の給食費含む)	未納の保育料が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない、または未納保育料の納付約束を履行しない場合(卒園児、退園児も含む)	-10
21	入所辞退	入所内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	-10

・調整指数において、同時に複数のに該当する場合は、該当するものを全て加(減)算したものを世帯の調整指数とする。ただし、番号11に該当する場合は番号13の加算を行わない。

・必要書類が未提出の場合は利用調整の対象外とする

以上の方法で基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、次に記載する順に優先する。

番号	状況
1	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)
2	希望する保育所の希望順位が高い場合
3	基準指数が高い場合
4	入所希望月が早い場合
5	調整指数間の優先順位(①ひとり親、②児童の障害、③産休・育休明け、④生活保護、⑤保護者失業、⑥兄弟同時申請)
6	申込事由間の優先順位(①虐待、②災害、③不存在、④疾病、障害、⑤就労、⑥介護、⑦就学、⑧出産、⑨求職)